

次世代スマートヘルススタートアップ創出事業に係る 企画提案公募要領

大阪府では、スマートシティ戦略 ver. 2.0（令和4年3月）を策定し、次世代スマートヘルス分野（治療・予防アプリなどに関する分野をいう。以下同じ。）のスタートアップを支援し、府民QOL向上を図ることとしました。

次世代スマートヘルス分野は、国においても、今後、毎年20%の成長が見込まれるとされ、「Dash for SaMD」など政策パッケージが展開されています。

これらを受けて、大阪府ではこれまで、次世代スマートヘルス分野のスタートアップの資金的支援を行うデジタルヘルスファンド大阪（以下「ファンド」という。）設置促進と、このファンドを核とした支援環境としての次世代スマートヘルス・ラウンドテーブル大阪（以下「ラウンドテーブル」という。）の設置運営を行ってきました。

今後、2025年日本国際博覧会（以下「万博」といいます。）に向けて、大阪に次世代スマートヘルス分野のスタートアップ・エコシステムを確立させることをめざして、本事業を実施することとしました。

※スタートアップ・エコシステム

エコシステムは本来、生態系を意味し、産学官などの多様な機関の相互の関係等の中でスタートアップが成長することのできる仕組みや環境などのことをいう。

具体的には、以下の取組みを展開するものとします。

（1）次世代スマートヘルス分野のスタートアップ（以下「SU」という。）の発掘

- ①SUの研究
- ②研究結果に基づくSUの社会実装ニーズ等からの評価・選定
- ③評価・選定結果に基づくSUの個別サポートプランの策定
- ④評価・選定結果に基づくSUのWEBを通じたPR

（2）SUの治療・予防アプリ等の社会実装支援

- ①SUの治療・予防アプリ等に係るニーズを有する個別の健康経営優良法人・健康保険組合等（以下「健康経営優良法人等」という。）の把握
- ②健康経営優良法人等におけるSUの治療・予防アプリ等の一定期間の無償利用の展開に係るマッチング、その効果測定及び当該結果に基づく当該アプリ等に係る改善支援等
- ③前号の改善支援の結果に基づく当該健康経営優良法人等との本格利用に係るマッチング支援
- ④前各号のほか、SUの治療・予防アプリ等の社会実装を支援するための取組み

（3）万博開催の機を捉えたSUの治療・予防アプリ等の社会実装機会の拡大支援

- ①万博会場及び万博会場外で万博開催期間中に開催されるMICE等（Japan Health など大阪市内で開催されるものをいい、以下「MICE等」という。）における（2）で支援したSU（以下「支援SU」という。）の治療・予防アプリ等の展示・催事（※）等

※催事

シンポジウム、ワークショップのほか、マッチングの場の提供等を想定

②前号において社会実装支援機会の拡大を図った支援SUのフォローアップ支援

(4) PR等

①(1)～(3)の効率的・効果的なPR等

②(1)～(3)の取組みを通じて得られたノウハウ等を大阪に還元等させるために必要な取組み

この度、この事業について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

本事業は、国の交付金を財源の一部として実施するものであることから、当該交付金の減額その他本事業の実施に影響のある変更が生じたときは、契約金額の減額その他必要な措置を講ずるものとし、

1 事業名

次世代スマートヘルススタートアップ創出事業

(1) 事業の趣旨・目的

別紙「仕様書」のとおり

(2) 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

160,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

令和6年8月5日（月）	公示
令和6年8月20日（火）	説明会（オンライン）開催
令和6年8月26日（月）	質問受付締切
令和6年9月4日（水）	提案書類提出締切
令和6年9月12日（木）	選定委員会
令和6年9月中旬（予定）	契約締結
令和6年9月下旬（予定）	事業開始
令和8年3月31日（火）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前

の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配付及び応募書類の受付

ア 公募要領の配付方法

特区推進課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o060040/senryaku_kikaku/smarthealth/smarthealthpropo.html)

からダウンロードできます。(窓口や郵送での配布は行いません。)

イ 公募要領の配付期間

令和6年8月5日(月)から令和6年9月4日(水)正午まで

ウ 応募書類の受付期間

令和6年8月5日(月)から令和6年9月4日(水)正午まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9月4日以外の平日は、午前10時から午後5時まで。)

エ 応募書類の提出方法

書類は、上記応募受付期間中に受付場所へ持参してください。持参する場合は事前にご連絡ください。

提出時は応募書類が提出されているかの確認のみを行い、一切の質問に応じません。

(郵送、電子メール及びシステム等による提出は認めません。)

○受付場所

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎34階
大阪府スマートシティ戦略部 特区推進課 特区推進・規制改革グループ
電話番号 06-6210-9099

オ 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

応募書類は、別添「仕様書」を確認したうえで作成し、以下の応募書類アからサの全てをとじた正本1部、応募書類アからエをとじた副本5部、正本と副本の各データが記録された電子媒体(CD-R等。メールによる提出可。)1部を提出してください。

審査の際の匿名性を担保するため、副本5部については、個人名及び企業名や企業ロゴ等、提案者を直接特定できる文言を使用することを禁じます(表紙及び背表紙含む)。

ア 応募申込書(様式1: 正本1部、副本5部)

イ 企画提案書(企画概要書を含む)(様式2: 正本1部、副本5部)

審査の際の匿名性を担保するため、記名・押印等が必要な表紙等を除く企画提案書本文の記載にあたっては、提案者名等、提案者を特定できる文言を使用しないでください。

ウ 応募金額提案書(様式3: 正本1部、副本5部)

エ 事業実績申告書(様式4: 正本1部、副本5部)

国又は地方公共団体から受託し、令和6年3月31日までに完了した同種かつ同規模の事業について、実績があれば提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式5：1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
- ③ 委任状（様式7：1部）
- ④ 使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

【！】共同企業体で提案する場合は、以下のキからサの書類について、全ての構成員分を提出してください。）

キ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）

ク 法人の履歴事項全部証明書（1部）

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から3カ月以内のもの

ケ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

① 常用雇用労働者数が40人以上の事業所の場合

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

② 常用雇用労働者数が40人未満の事業所の場合

- ・ 「障がい者の雇用状況について」（様式11）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類はモノクロ（白黒）、カラーのどちらでも可とします。
- ウ 応募書類は原則両面印刷とし、ページ番号を付番するなど審査のしやすい構成としてください。
- エ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出してください。
応募書類は先述の通り電子媒体（CD-R等。メールでの提出可。）での提出もお願いします。
- オ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入してください。
※副本は不要
＜記入例＞「次世代スマートヘルススタートアップ創出事業」提案書
株式会社〇〇（法人名）
- カ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
- キ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会の開催

(1) 開催日時

令和6年8月20日（火）午後4時から午後5時まで

(2) 開催方法

説明会はオンライン会議システム Microsoft Teams を用いて実施します。

(3) 申込み

令和6年8月5日（月）から令和6年8月13日（火）午後4時までに、メールにて、お申し込みください。

また、障がい等のある方で、説明会において配慮が必要である場合は、その旨を申込み時にお知らせください。

お申し込みいただいた方あてに説明会の URL を送付いたします。

○メール送付先

メールアドレス：tokkusuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp
(受信確認電話番号：06-6210-9099)

タイトルは以下のとおりとし、本文には以下の事項を含めてください。なお、1つのアカウントから複数名が参加される場合、参加者氏名等は代表者のみで結構です。

タイトル：【説明会申込】次世代スマートヘルススタートアップ創出事業
本文：参加者所属団体：
参加者氏名：
参加者メールアドレス：
参加者電話番号：

(4) その他

説明会での質疑応答については、特区推進課ホームページにも掲載します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o060040/senryaku_kikaku/smarthealth/smarthealthpropo.html)

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年8月26日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

メール(アドレス: tokkusuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp)で受け付けます。

ア メール送信後、必ず電話で受信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

イ 質問への回答は特区推進課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o060040/senryaku_kikaku/smarthealth/smarthealthpropo.html)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査日は、令和6年9月12日(木)です。当日の時間については、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査では、パワーポイント等の使用が可能です。(必要機材は府で準備します。)

※発表用のプレゼンテーション資料については、書類・データともに応募書類とあわせて提出してください。

※発表内容には、提案事業者を特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

※説明時間は30分程度を予定しています。

※プレゼンテーション審査の際にパワーポイント等を使用しない場合は提出不要です。

※障がい等のある方で、プレゼンテーション審査において配慮が必要である場合は、応募書類の提出の際に併せて書面にてお知らせください(様式等は問いません)。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画内容①	・次世代スマートヘルス分野のSUの発掘に関し、 ①SUの研究 ②研究結果に基づくSUの社会実装ニーズ等からの評価・選定 ③評価・選定結果に基づくSUの個別サポートプランの策定 ④評価・選定結果に基づくSUのWEBを通じたPRについて、仕様に基づく優れた提案となっているか。	10点

企画内容②	<ul style="list-style-type: none"> ・SUの治療・予防アプリ等の社会実装支援に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ①SUの治療・予防アプリ等に係るニーズを有する個別の健康経営優良法人等の把握 ②健康経営優良法人等におけるSUの治療・予防アプリ等の一定期間の無償利用の展開に係るマッチング、その効果測定及び当該結果に基づく当該アプリ等に係る改善支援等 ③前号の改善支援の結果に基づく当該健康経営優良法人等との本格利用に係るマッチング支援 ④前各号のほか、SUの治療・予防アプリ等の社会実装を支援するための取組み <p>について、仕様に基づく優れた提案となっているか。</p>	30点
企画内容③	<ul style="list-style-type: none"> ・万博開催の機を捉えたSUの治療・予防アプリ等の社会実装機会の拡大支援に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ①万博会場及びM I C E等における支援SUの治療・予防アプリ等の展示・催事等 ②前号において社会実装支援機会の拡大を図った支援SUのフォローアップ支援 <p>について、仕様に基づく優れた提案となっているか。</p>	20点
企画内容④	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容①②に掲げる取組みに関し、 <ul style="list-style-type: none"> ①そのPR手法等 ②これら取組みによって得られる人脈や知識、ノウハウ等を大阪に還元し、定着させるための手法等 <p>について、仕様に基づく優れた提案となっているか。</p>	20点
事業遂行能力及び実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施可能な体制（財務状況を含む。）及び人員を備えているか。 ・実現可能なスケジュール・内容が示されているか。 ・企画内容①～④の事業実施をより確実なものとするための十分な実績が認められるか（事業共同体での提案であるときは、当該事業共同体を構成する者のいずれかのものに当該実績が認められるか否かを総合的に判断するものとする）。 	5点
障がい者雇用	<p>常用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</p>	5点
価格点	<p>価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p>	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を特区推進課ホームページにおいて公表します。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o060040/senryaku_kikaku/smarthealth/smarthealthpropo.html)

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
ただし、大阪府と協議の上、概算払いで支払いをしなければ契約しがたいと認められる場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び大阪府財務規則第45条第2号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

- る。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

○本事業に関する問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎34階
大阪府スマートシティ戦略部 特区推進課 特区推進・規制改革グループ
電話番号 06-6210-9099
E-mail tokkusuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp

以上